

## 平成24年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

(農林水産省)

制度名	山林所得に係る森林計画特別控除	
税目	所得税（措法30の2）	
要望の内容	<p>改正森林法の規定により認定を受けた森林経営計画の対象森林において、その計画に基づく山林の伐採又は譲渡をした場合、その課税所得の計算上、①収入金額（伐採等に要した経費を除く）の一定額、②収入金額の50%相当額から必要経費を控除した残額のいずれか低い金額を控除することができる森林計画特別控除について、3年間措置すること。（具体的な控除額は、農林水産省令で定める森林経営計画の認定に係る施業実施基準を踏まえて検討。）</p> <p>また、森林法改正法の附則により、改正法の施行後も効力を有することとなる森林施業計画の対象森林について、従来措置されている20%控除を3年間延長すること。</p>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲46百万円 (一百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>計画的かつ合理的な森林経営を促すための森林経営計画が森林法改正法により措置され、その作成を促進し、持続的な森林経営を推進する必要がある。</p> <p>森林経営計画の認定に当たっては、森林生産の保続や公益的機能の発揮を図るために必要な施業の実施の基準に従っていることが求められることから、森林経営計画に基づき森林施業を行う場合、伐採量及び伐採時期が制約され、森林所有者は不利益を被ることとなる。このため、森林経営計画の策定にインセンティブを与え、計画的かつ合理的な森林整備及び保全を推進する。</p> <p>また、森林法改正法の附則により、改正法の施行後も効力を有することとなる森林施業計画についても、計画に従った伐採について同様の制約があり、不利益を被ることから、その軽減が引き続き必要である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>充実しつつある森林資源の適切な維持管理を図りながら効率的な木材生産を進めることにより、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図るため、森林経営計画に従った計画的な伐採や伐採後の更新を図る上で、本特例が必要である。</p> <p>また、森林法改正法の附則により、改正法の施行後も効力を有することとなる森林施業計画に従った伐採等についても同様の制約を受ける中、計画的な伐採や伐採後の更新を図るために、同様の措置が必要である。</p>	

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的的位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。																					
			《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展																					
		《政策分野》 森林の多面的機能の発揮																						
		政策の達成目標	森林経営計画等認定面積の向上																					
	政策目標の達成状況	租税特別措置の適用又は延長期間 同上の期間中の達成目標	平成24年4月1日～平成27年12月31日（3年間） 森林の適切な維持管理																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>H 7</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画認定済面積 (千ha)</td><td>8,394</td><td>7,782</td><td>7,420</td><td>7,519</td><td>7,123</td></tr> <tr> <td>認定率(%)</td><td>49</td><td>45</td><td>43</td><td>43</td><td>41</td></tr> </tbody> </table>					区分	H 7	H18	H19	H20	H21	計画認定済面積 (千ha)	8,394	7,782	7,420	7,519	7,123	認定率(%)	49	45	43	43	41
区分	H 7	H18	H19	H20	H21																			
計画認定済面積 (千ha)	8,394	7,782	7,420	7,519	7,123																			
認定率(%)	49	45	43	43	41																			
森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保するため、森林経営計画の認定率の向上を図る必要がある。																								
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22 (見込み)</th><th>H23 (見込み)</th><th>H24 (見込み)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td><td>1,472</td><td>1,484</td><td>1,544</td><td>1,621</td><td>1,702</td></tr> <tr> <td>減税額(百万円)</td><td>57</td><td>30</td><td>42</td><td>44</td><td>46</td></tr> </tbody> </table>					区分	H20	H21	H22 (見込み)	H23 (見込み)	H24 (見込み)	適用件数	1,472	1,484	1,544	1,621	1,702	減税額(百万円)	57	30	42	44	46
区分	H20	H21	H22 (見込み)	H23 (見込み)	H24 (見込み)																			
適用件数	1,472	1,484	1,544	1,621	1,702																			
減税額(百万円)	57	30	42	44	46																			
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	適用件数は年間1千件を超えており、対象者は全国の森林所有者であり広範である。																							
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	充実しつつある森林資源を背景に、今後伐採の増加が見込まれる中、本特例により、計画的な森林施業による適正かつ合理的な森林整備及び保全が期待できる。																						
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																						
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし																						

	要望の措置の妥当性	森林資源の充実に伴い、今後伐採の増加が見込まれているところであり、特に主伐に対する特例としては本措置が唯一であることから、計画的な森林施業の確保に向けたインセンティブを本特例で与えることにより、適正かつ合理的な森林整備及び保全が図られる。																				
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	(単位:件、百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22 見込</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td><td>1,676</td><td>1,472</td><td>1,484</td><td>1,544</td></tr> <tr> <td>適用件数</td><td>1,676</td><td>1,472</td><td>1,484</td><td>1,544</td></tr> <tr> <td>減税見込額</td><td>55</td><td>57</td><td>30</td><td>42</td></tr> </tbody> </table>	年	H19	H20	H21	H22 見込	対象者数	1,676	1,472	1,484	1,544	適用件数	1,676	1,472	1,484	1,544	減税見込額	55	57	30	42
年	H19	H20	H21	H22 見込																		
対象者数	1,676	1,472	1,484	1,544																		
適用件数	1,676	1,472	1,484	1,544																		
減税見込額	55	57	30	42																		
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	森林資源の充実に伴い、今後伐採の増加が見込まれているところであり、計画的な森林施業の確保に向けたインセンティブを与えることにより、適正かつ合理的な森林整備及び保全が図られる。																					
前回要望時の達成目標	森林の有する多面的機能を持続的に発揮するための多様で健全な森林への誘導に向けた効率的・効果的な整備を図る。																					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—																					
これまでの要望経緯	昭和42年 制度創設(以来2年ごとに延長) 控除額の計算方法の見直しや適用対象の見直しなど																					